

約款 新旧対照表

『ハウジングサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第16条(検出・駆除)	第16条(検出・駆除) 1. 本オプションサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がKaspersky Labs Japan社から提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出または駆除ができることを保証するものではありません。 2. 本オプションサービスによるウイルス等の検出または駆除には利用者の電子ファイルの変更または削除を伴うことがあり、検出または駆除されたファイルを復元することはできません。	第16条(検出・駆除) 1. 本オプションサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出または駆除ができることを保証するものではありません。 2. 本オプションサービスによるウイルス等の検出または駆除には利用者の電子ファイルの変更または削除を伴うことがあり、検出または駆除されたファイルを復元することはできません。	今後のセキュリティベンダーの変更の可能性を踏まえたものです。
附則 第1条(適用開始)	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成25年11月1日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年6月26日より適用されます。	本改定にもなう適用日の変更をおこないません。